3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡阿南町字富草二三八八の二・四四二九の六・四四二九の七（以上三筆国有林）、二三八八の一、四四二八、四四二九の一、四四二九の四、四四二九の五、四四四七の一、四四四七の二、四四八六の一、四四八九の一から四四八九の三まで、四四九〇の一から四四九〇の四まで、四五一四の四、八二九八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県小田郡矢掛町矢掛字大平六二九の一、六二九の三、六二九の五から六二九の九まで、字小丸山六三〇の一、六三〇の五、六三一の一、六三一の三から六三一の九まで、字若林六七七の一、六七七の二、六七七の四六から六七七の四九まで、六七七の五四、六七七の六二、六七七の六四から六七七の六六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平六二九の一・六二九の三・六二九の六・六二九の九・字小丸山六三〇の一・六三一の一・六三一の三・六三一の四・字若林六七七の一・六七七の二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日　　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	東松島市新田字風張一番一から同市大塩字逆川二二番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	東松島市小松字伊勢浦九九番一から同市赤井字関の内四号一九四番一まで	〃
〃	東松島市赤井字南三二四〇番一から同市赤井字新南八六番まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年十月四日

○中国地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日　　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十五号	東広島市西条町馬木一七二番一から同市西条町馬木一〇九七番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月三日

○中国地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日　　中国地方整備局長　尾藤　勇

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の四の項指定をした日欄中「平成二十一年九月三十日」を「平成二十六年十月一日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十一年十月一日」を「指定をした日」に改める。